

箱根の子どもたちのために・・・



平成20年4月から
3小1中体制となります

3小1中体制へ

各地域において開催した町立小・中学校統廃合計画(案)説明会(10月23日、11月2日の間に開催)の後、昨年12月議会において「箱根町立学校等の設置に関する条例」の一部改正が可決され(全員賛成)、平成20年4月から町立小・中学校は現在の5小3中から、3小1中体制となること正式に決定されました。

この学校統廃合により小学校は湯本小学校、統合小学校(宮城野小学校の位置)および仙石原小学校の3小学校に、中学校は統合中学校(箱根明星中学校の位置)の1校になります。

統廃合計画の概要

計画の概要は次のとおりです。

学校統廃合の目的

- 小規模学級などの問題点を解消することにより、多様な教育活動の推進を図ることです。
- ◇ 活力ある学校づくり
- 豊かな人間関係の育成
- 集団学習活動の充実
- 部活動の活性化
- ◇ 学力の向上
- 学習意欲の向上

- 指導方法の多様化
- 競争意識の向上
- ◇ 学校運営の効率化
- 指導体制の充実
- 学校行事などの活性化

統廃合における箱根の教育の基本姿勢

「地域学科(箱根教育)の設置」
地域に対する興味・関心を高め、箱根を知り、箱根を愛し、箱根で生きることに誇りを持ち、箱根の未来を考えて、まちづくりの発展に尽くそうとする態度を育成する教科を設けます。

具体的な取り組み

- 小・中学校の9年間の系統性をもって、箱根町の歴史、文化、産業についての学習時間を設け、社会に生きるための資質を培います。さらに、国際観光都市として英語教育の充実を図ります。
- 学校間交流や情報交換、地域社会との連携を通し、箱根で生きることを誇りに思う心を培います。

基礎・基本の確実な定着

- 9年間一貫した教育を通して、基礎・基本の確実な習得に努め、基礎学力の向上を図ります。
- ◇ 具体的な取り組み
- 小・中学校間の無理のない接続を図るため、小学校高学年

- において、一部教科担任制を実施します。
- 小学校では、必要に応じ非常勤職員を配置します。
- 聞く・話す・書く・読む力の育成を図ります。
- 基礎学力の向上を図るため、算数・数学・英語においては少人数授業を実施します。

「よりよい生活習慣」

統合に際し、児童・生徒が戸惑うことなく学校生活を送ることができるようになるとともに、よりよい生活習慣を身につけさせます。

具体的な取り組み

- 1クラス人数の多い小学校1年生の学級に対し、教員などを加配します。
- 統合中学校に当分の間、各学年に副担任を置くことを基本とします。
- 統合校に児童・生徒指導の教員を加配します。

統合小学校の位置など

湯本小学校、宮城野小学校および箱根小学校を宮城野小学校に統合し、新設小学校として位置付けます。

「今後の進め方について」

ならないようにします。

平成20年4月の統合体制スタートへ向け、各小・中学校の教員、保護者および地域の方たちと協働しながら学校統廃合を推進していくための検討組織として、「箱根町立小・中学校校長選定委員会」および「箱根町立小・中学校統廃合準備委員会」を、また、同準備委員会に「箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会」を併せて設置しました。現在、統廃合計画に沿いながら、諸準備を進めているところです。

統合中学校の位置など

湯本中学校、箱根明星中学校および仙石原中学校を箱根明星中学校に統合し、新設中学校として位置付けます。

※通学に際しては、箱根登山バスおよび箱根登山電車の共通定期券の発行や路線バスの延伸・増発を実施していく予定です。また、自校方式による完全給食を新たに実施する予定です。

基本的な配慮事項

- 統合により生ずる児童・生徒の通学経費は全額町が負担します。
- 各学校で進められている特色ある教育を引き継げるよう配慮します。
- 子どもへのケア対策はきめ細かく行います。
- 円滑な移行ができるよう、児童・生徒やPTAの各種交流事業などを支援します。
- 統合に伴う制服・体操着の変更などによる在校生の保護者の負担は、できるだけ大きく

箱根町立小・中学校校長選定委員会

統合小学校および統合中学校の新しい校名について協議し、原案作成をします。

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会

- 同委員会における主な検討項目は次のとおりです。
- ① 学校運営および教育計画に関する事項
 - ② 設備および備品に関する事項
 - ③ 通学方法に関する事項
 - ④ 校則に関する事項
 - ⑤ 学校給食に関する事項
 - ⑥ PTA組織運営に関する事項

学校施設夜間開放利用打合せ

平成19年度の町立小・中学校の体育館定期利用と4月分の夜間照明運動場の利用調整をするための打合会を開催します。

現在利用している団体や、4月以降の利用を考えている団体は、必ず出席をお願いします。なお、利用団体として登録するには、町内在住・在勤者10人以上が必要です。

日時 3月6日(火) 19時～
場所 レイクアリーナ箱根
照会先 レイクアリーナ箱根
☎6-33300

図書室をお休みします

社会教育センター図書室は、蔵書点検作業のため2月12日(月)から26日(月)まで臨時休室します。併せて移動図書館の巡回も休止します。

休室期間中は、図書の閲覧・貸出、パソコンの個人利用ができません。
※返却は社会教育センター玄関横のブックポストをご利用ください。

照会先 社会教育センター
☎2-2694



平成19年度 公民館利用打合せ

平成19年度の町立公民館利用日程などの調整を行う利用打合会を、次のとおり開催します。月に1回以上公民館を利用している団体や4月以降利用したいと考えている団体の方は、代表者の出席をお願いします。地域のふれあいの場、創造の場として大きな役割を担っている公民館を、皆さんの生涯学習の場として、積極的に利用していただけるよう、努めています。公民館を有効にご活用ください。

なお、営利目的など内容により利用できない場合があります。※当日は、筆記用具をお持ちください。

照会先 社会教育センター ☎2-2694

場 所	日 時	対 象
社会教育センター	3月7日(水) 13時30分～	社会教育センター団体
温泉公民館	3月7日(水) 10時30分～	温泉公民館団体
宮城野公民館	3月6日(火) 13時30分～	宮城野公民館団体
仙石原文化センター	3月9日(金) 19時～	仙石原文化センター団体
元箱根公民館	3月6日(火) 10時30分～	元箱根公民館団体